

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理について

平成26年 2月17日

財 政 部

1 制定の趣旨

消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、関係する条例の規定の整理をしようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市立病院使用料及び手数料条例（第 2 条）
- (2) 盛岡市水道事業給水条例（第15条の 2， 第28条及び第29条）
- (3) 盛岡市下水道条例（別表第 1）
- (4) 盛岡市中央卸売市場業務規程（第55条， 第58条， 第62条及び第71条）
- (5) 盛岡市夜間急患診療所条例（第 5 条）
- (6) 盛岡市農業集落排水施設条例（第11条）
- (7) 盛岡市公設浄化槽条例（第13条）

3 改正の内容

- (1) 市立病院の使用料及び手数料を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100分の 105から 100分の 108に改める。（上記 2 (1)）
- (2) 加入金，水道料金及び私設消火栓の料金を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100分の 105から 100分の108に改める。（上記 2 (2)）
- (3) 公共下水道の使用料の額を次のとおり改める。（上記 2 (3)）

ア 基本使用料（1月につき）

汚水の種別	改正前	改正後
一般汚水	950円	977円
公衆浴場汚水	950円	977円

イ 従量使用料（1 m<sup>3</sup>につき）

汚水の種別	汚水の排出量	改正前	改正後
一般汚水	10m <sup>3</sup> までの分	43円	44円
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	96円	99円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	135円	139円
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	186円	192円
	50m <sup>3</sup> を超える分	245円	252円
公衆浴場汚水	—	22円	同左
臨時汚水	—	288円	297円

(4) 卸売金額、売買仕切金及び買受代金を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100分の5から100分の8に改め、市場の使用料を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を100分の105から100分の108に改める。（上記2(4)）

(5) 夜間急患診療所の使用料及び手数料を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を100分の105から100分の108に改める。（上記2(5)）

(6) 農業集落排水施設の使用料の額を次のとおり改める。（上記2(6)）

区分	改正前	改正後
基本額（1世帯あたり）	1,400円	1,440円
加算額（世帯員1人につき）	414円	426円

(7) 公設浄化槽の使用料の額を次のとおり改める。（上記2(7)）

区分	改正前	改正後
5人槽	3,800円	3,909円
6人槽から7人槽まで	4,300円	4,423円
8人槽から10人槽まで	4,900円	5,040円

4 施行期日

平成26年4月1日